

V 生徒の表彰・推薦及び派遣に関する規程

表彰

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立高等学校学校管理規則第43条に基づき、生徒の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 表彰の種類及び基準は、次のとおりとする。

(1) 成績優秀賞

次のすべてに該当する者

- ① 1年次及び2年次において各々の評定平均が4.0以上の者
- ② 3年次の評定平均が4.2以上の者
- ③ 出席状況が良好な者（各学年の遅刻・欠課・欠席がいずれも20回以内の者）

(2) 3ヶ年皆勤賞

3年間、無遅刻、無欠課、無欠席の者

(3) 3ヶ年精勤賞

3年間無欠席で、届出欠課と遅刻の合計が1回以上3回以内の者

(4) 1ヶ年皆勤賞

1年間、無遅刻、無欠課、無欠席の者

(5) 実習精励賞

次のいずれかに該当する者

- ① 3年間の実習（総合実習及び農業実習）の評定平均が4.2以上の者
- ② 職員会議の推薦に基づき、校長が授与の認定をした者

(6) 特別賞

学校の諸活動で抜群の功績があり、職員会議の推薦に基づき、校長が授与の認定をした者

(表彰者の認定)

第3条 表彰者の認定は、学年度末の職員会議において当該学科・部顧問・HR担任等が推薦し校長が行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法は、次のとおりとする。

- (1) 1学年度の表彰は、学年度の終了式で行う。
- (2) 3年生の表彰は卒業に際して行う。

附則

- 1 この規程は平成23年度に一部改正し、同年度より施行する。（第2条(3)3ヶ年精勤賞）

推薦

(趣旨)

第1条 この規程は、本校の生徒が進学・就職を希望し、かつ校長推薦を受けようとする時、客観的判断を行うために定めるものとする。

(推薦委員会)

第2条 本校に進学推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）を置く。委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 推薦委員会は、教頭、進路支援部、3学年主任及び3学年学級担任で組織し、必要に応じて関係職員を含める。

(審議)

第3条 推薦委員会は、推薦を願い出た生徒について審議し、推薦の可否を認定する。

- 2 推薦委員会は、推薦を願い出た生徒の保護者の同意を確認し、学資の出处（奨学金等）が明確であることも考慮する。

(推薦に関する手続き)

第4条 推薦については、次の手続きを踏まえるものとする。

- (1) 大学、専門学校等の推薦を希望する生徒の学級担任は、必要書類を添えて推薦委員会へ諮るものとする。推薦委員会で審議された推薦の可否について、進路主任は職員朝会で報告し承認を得る。
- (2) 大学、短大、専門学校、その他の学校への入学の推薦を受ける者は、次の条件に適する者でなければならない。
 - ① 人物優秀で、かつ、学力及び身体が推薦先の要求に応じ得る程度に良好な者
 - ② 本人及び保護者の意志が確実にして強固な者
 - ③ 4年制大学については、3ヵ年の評定平均値が3.5以上で、生活態度良好な者。
短大、専門学校及び各種学校の場合は、3.0以上の者。ただし、希望校の基準に合致している場合は、その限りでない。
- (3) 次のものは原則として推薦しないものとする。ただし、勤怠においては3年時に著しく改善した場合は推薦委員会へ諮り、審議するものとする。
 - ① 3学年において1週間以上の停学指導を受けた者
 - ② 各学年のSHRの遅刻・無届欠課のいずれかが21回以上の者
 - ③ 3年間の無届けの欠席が21回以上の者
 - ④ 学校取扱金（校納金）を納めていない者
 - ⑤ 授業料を納めていない者
 - ⑥ 過年度単位保留数が5単位以上の者

(辞退について)

第5条 推薦合格者及び就職内定後に辞退した場合は、新たな進学・推薦は原則不可、新たな就職推薦は慎重審議を行う。

附則

- 1 この規程は平成 20 年度に一部改正し、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は平成 23 年度に一部改正し、同年度より施行する。(第 4 条(3))
- 3 この規程は令和 4 年度に一部改正し、同年度より施行する。(第 4 条(3))

就職・進学のための旅行

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本校の生徒が就職・進学のための旅行に関する取扱いについて定めるものとする。受験旅行の際は、受験日の 1 週間前までに旅行届を担任、進路支援部へ提出する。

(就職・進学のための旅行に関する手続き)

第 2 条 就職・進学のための旅行については、次の手続きを踏まえるものとする。

- (1) 就職・進学のために旅行する者は、学級担任の確認を受け、受験旅行の届出を提出する。
- (2) 受験旅行中は、出席扱いとし、その日数は、受験、面接等に必要な最小限の日数(以下の①②)とする。ただし、下記の①②に関わらず受験先の条件があれば、進路支援部、担任で審議の上、出席扱いの日数を決定する。
 - ① 沖縄本島での受験は、受験日前日から当日までを出席扱いとする。
 - ② 県外での受験は、受験日の 2 日前から受験日の翌日までを出席扱いとする。
- (3) 旅行届の様式は別に定める。また、旅行届は学級担任が保管する。

附則

- 1 この規程は平成 14 年度に一部改正し、同年より施行する。
- 2 この規程は令和 6 年度に一部改正し、令和 7 年度 4 月 1 日より施行する。(第 1 条、第 2 条(2))

対外競技等への派遣

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本校代表として、体育・文化および農業関係の競技に出場する者の資格に関する基準を定め、本校代表者の資質の向上を図ることを目的とする。

(代表者)

第 2 条 本校代表者とは、体育・文化および農業面の地区大会、県大会、その他の競技大会に学校を代表し、公的立場で出場するすべての者(以下「代表者」という。)をいう。

(代表者の決定)

第 3 条 代表者は、この規程の定める基準に従い、派遣委員会で審査し、職員会議の議決を得て校長が決定する。

2 農業クラブ関係の代表者は、派遣委員会に代わって農場部会で推薦を受けるものとする。
(資格審査基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表者として不適格者とする。

- (1) 職員会議において不適格と認められた者(勤怠不良・性行不良・学業不振等を含む)
- (2) 訓告以上の懲戒を受けている者
- (3) 諸会費(授業料・PTA会費・生徒会費・その他の校納金等)の未納者
- (4) 保護者又は保証人の承諾のない者
- (5) 学校における所定の健康診断等の検診を受けていない者

(出席取り扱い)

第5条 代表者の出席簿上の扱いについては、「出席扱い」とする。

附則

- 1 この規程は平成10年4月より施行する。
- 2 この規程は平成10年に一部改正する。

派遣費等支出

(趣旨)

第1条 この規程は、本校の教育活動を活発にして、教育効果を上げ併せて派遣の公正と派遣費支出の適性を期し、効率的な運用を図ることを目的とする。

(支出対象)

第2条 派遣の支出は、本校の内規「対外競技等への派遣に関する規程」に基づき、本校又は県代表として派遣される者に支給する。

(支出人数)

第3条 派遣費の支出は各種目の登録人数又は必要最小限人数とする。

(収入)

第4条 派遣費は、本校PTAの特別会計とし、収入は生徒1人当たり(年額)16,800円徴収し、その他(教育関係諸団体等)の収入をもって充てるものとする。

- 2 選手派遣費とは、体育系、文化系で学校代表として県内に出場するクラブ又は、個人のための派遣費である。
- 3 農業クラブ派遣費とは、農業クラブ、家庭クラブ関係で学校代表として派遣されるクラブ又は個人のための派遣費である。
- 4 特別派遣費とは、主として体育系、文化系で県代表として出場するクラブ又は個人のための派遣費である。

(支出回数)

第5条 選手派遣費については、クラブ又は個人に対して、年2回とする。ただし、沖縄県高

等学校文化連盟主催の派遣・農業クラブ派遣費及び特別派遣費については、予算の範囲内で必要回数とする。

(支出)

第6条 支出額は次のとおりとする。

(1) 選手派遣費(県内出場)及び高等学校文化連盟関係で出場する場合は、1回目大会は、10,000円、2回目大会は8,000円とする。同一大会に複数回派遣される場合は、2回目から半額とする。ただし、勝ち進んで残留を余儀なくされた場合は、予算の範囲内で考慮する。

(2) 農業クラブ派遣費及び特別派遣費は、最も経済的な実費額の5割を支給する。ただし、農業クラブ役員及び代議員については全額支給する。

(※特別派遣費は、同部・クラブでの派遣回数は2回をめどとし支給する。3回目以降に関しては派遣委員会で検討する。)

① 宿泊費は、宿泊費を要するものについては、宿泊実費額。

② 航空賃・船賃は、可能な限り最も経済的な料金を支給する。

③ 鉄道・バス等の運賃は、路程に応じて支給する。ただし、主たる目的外の路程運賃については、自費負担とする。

(1) 登録料及び参加料については、文書による請求をもって支出する。

(2) 請求手続きについては、派遣費は概算払いを原則とする。請求する場合は、所定の予算執行伺書に必要な書類等を添付する。

(3) 上記以外の支出については、派遣委員会で検討し、職員会議の承認を経て、予算の範囲内で支給するものとする。

附則

- 1 この規程は昭和62年4月1日より施行する。
- 2 この規程は平成2年4月1日に一部改正する。(派遣費の件)
- 3 この規程は平成3年4月1日に一部改正する。(派遣費の件)
- 4 この規程は平成9年4月1日に一部改正する。(派遣費1回を2回に)
- 5 この規程は平成11年4月1日に一部改正する。(派遣費高文連関係)
- 6 この規程は平成13年4月1日に一部改正する。(第6条の1項)
- 7 この規程は平成18年4月1日に一部改正する。(第6条 選手派遣費)
- 8 この規程は平成19年4月1日に一部改正する。(第4条 収入：派遣費)
- 9 この規程は平成19年4月1日に一部改正する。(第6条 支出：選手派遣費)
- 10 この規程は平成23年に一部改正し、平成23年4月1日より施行する。(改正規定：第6条)
- 11 この規程は令和2年に一部改正し、同年6月より施行する。(第4条、第6条)

附則

- 1 この規程は平成24年度に廃止する。(廃止する規程：派遣費特別支出規程)